

逗子市国民保護計画

(変更案)



令和5年度 変更

逗子市

目次

目次

用語の定義等

第1編 総論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務、市国民保護計画の構成等	1
2 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	3
7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
9 外国人への国民保護措置の適用	4
第3章 市及び関係機関の事務又は業務の大綱	5
1 市	6
2 神奈川県	6
3 指定地方行政機関	6
4 自衛隊	8
5 指定公共機関	8
6 指定地方公共機関	9
7 公共的団体	10
第4章 市の地理的、社会的特徴	11
1 地理的特徴	11
2 社会的特徴	12
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	14

目次

1	武力攻撃事態	14
2	緊急処理事態	16
第2編 平素からの備えや予防		18
第1章 組織・体制の整備等		18
第1節 市における組織・体制の整備		18
1	市の各部局における平素の業務	18
2	市職員の参集基準等	20
3	消防機関の体制	21
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	22
第2節 関係機関との連携体制の整備		23
1	基本的考え方	23
2	県との連携	23
3	国の機関との連携	23
4	近隣市町との連携	24
5	指定公共機関等との連携	24
6	ボランティア団体等に対する支援	25
第3節 通信の確保		26
1	非常通信体制の整備	26
2	実践的な通信訓練の実施	26
3	非常通信体制の確保	26
4	通信の確保	26
第4節 情報収集・提供等の体制整備		27
1	基本的考え方	27
2	警報等の伝達に必要な準備	27
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4	被災情報の収集、報告に必要な準備	28
第5節 研修及び訓練		29
1	研修	29

目次

2	訓練	29
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する備え	31
1	避難に関する基本的事項	31
2	避難実施要領のパターンの作成	32
3	救援に関する基本的事項	32
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	32
5	避難施設の指定への協力	32
6	生活関連等施設の把握等	33
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	35
1	市における備蓄	35
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	35
第4章	国民保護に関する啓発	36
1	国民保護措置に関する啓発	36
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	36
第3編	武力攻撃事態等への対処	37
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	37
1	事態認定前の体制の整備及び初動措置	37
2	警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合の対応	39
3	事態認定後において国が本市に市国民保護対策本部の設置を指定しない 場合の対応	39
第2章	市国民保護対策本部の設置等	40
1	市国民保護対策本部の設置	40
2	通信の確保	45
第3章	関係機関相互の連携	46
1	国・県の対策本部との連携	46
2	知事、指定行政機関の長等への措置要請等	46
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	46
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	47

目次

5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	47
6	市の行う応援等	48
7	ボランティア団体等に対する支援等	48
8	住民への協力要請	49
第4章	警報及び避難の指示等	50
第1節	警報の伝達等	50
1	警報の伝達等	50
2	警報の伝達方法	51
3	緊急通報の伝達及び通知	51
第2節	避難住民の誘導等	52
1	避難の指示の通知・伝達	52
2	避難実施要領の策定	52
3	避難住民の誘導	54
4	避難の考え方	56
5	武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項	56
6	池子米軍家族住宅地区住民の避難	57
第5章	救援	58
1	救援の実施	58
2	関係機関との連携	59
3	救援の内容	59
第6章	安否情報の収集・提供	63
1	安否情報の収集	63
2	県に対する報告	64
3	安否情報の照会に対する回答	64
4	日本赤十字社に対する協力	65
第7章	武力攻撃災害への対処	66
第1節	武力攻撃災害への対処	66
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	66
2	武力攻撃災害の兆候の通報	67

目 次

第 2 節	応急措置等	68
1	退避の指示	68
2	事前措置	69
3	警戒区域の設定	69
4	応急公用負担	70
5	消防機関に関する措置等	70
第 3 節	生活関連等施設における災害への対処等	72
1	生活関連等施設の安全確保	72
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	72
第 4 節	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	73
1	武力攻撃原子力災害への対処	73
2	NBC攻撃による災害への対処	73
第 8 章	被災情報の収集及び報告	76
1	被災情報の収集	76
2	被災情報の報告	76
第 9 章	保健衛生の確保その他の措置	77
1	保健衛生の確保	77
2	廃棄物の処理	78
第 10 章	国民生活の安定に関する措置	79
1	生活関連物資等の価格安定	79
2	避難住民等の生活安定等	79
3	生活基盤等の確保	80
第 11 章	特殊標章等の交付及び管理	81
1	特殊標章の意義	81
2	特殊標章等の交付及び管理	82
3	特殊標章等に係る普及啓発	83

目次

第4編 復旧等	84
第1章 応急の復旧	84
1 基本的考え方	84
2 市が管理する施設の応急の復旧	84
第2章 武力攻撃災害の復旧	85
1 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施	85
2 市が管理する施設及び設備の復旧	85
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	86
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	86
2 損失補償及び損害補償等	86
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	87
第5編 緊急対処事態への対処	88
1 緊急対処事態	88
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	88

用語の定義等

この計画で使用する用語等の定義、意味は次のとおりとする。

1 法令名等

用語	定義等
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号)
第一追加議定書	1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)(平成16年条約第12号)
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成25年内閣府告示第229号)
災害対策基本法	昭和36年法律第223号
火災・災害等即報要領	昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知

2 機関名等

用語	定義等
市緊急対処事態対策本部	逗子市緊急対処事態対策本部 内閣総理大臣から、総務大臣及び知事を通じて緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置するもの
市	逗子市長及びその他の執行機関
県	神奈川県知事及びその他の執行機関
知事等	知事その他県の執行機関
市国民保護対策本部	逗子市国民保護対策本部 内閣総理大臣から、総務大臣及び知事を通じて国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置するもの

用語の定義等

市国民保護対策本部長	逗子市国民保護対策本部長：逗子市長
県の対策本部	神奈川県国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、知事が設置するもの
県の対策本部長	神奈川県国民保護対策本部長：神奈川県知事
国の対策本部	武力攻撃事態等対策本部 対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置するもの
国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長：内閣総理大臣
指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、 <u>スポーツ庁</u> 、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省 <u>及び防衛装備庁</u>
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの 【特定指定公共機関】 指定公共機関のうち特定独立行政法人をいう。
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの
市国民保護協議会	逗子市国民保護協議会

用語の定義等

3 その他

用 語	定 義 等
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官
消防吏員等	消防吏員、警察官又は海上保安官
要配慮者	高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者等をいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
NBC	Nuclear (核)、Biological (生物)、Chemical (化学) の総称 <u>(参考) CBRNE</u> <u>Chemical (化学)、Biological (生物)、Radiological (放射性物質)</u> <u>Nuclear (核)、Explosive (爆発性) の総称</u>
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの
基本指針	国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日、閣議決定) <u>(平成29年12月19日、一部変更)</u> (国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの)
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」第22条第3項第2号に掲げる以下の措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。) 緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するた

用語の定義等

	<p>め、又は緊急処理事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急処理事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置</p> <p>【緊急処理事態対処方針】 緊急処理事態に至ったときに、政府が定める緊急処理事態に関する対処方針</p>
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
緊急通報	<p>武力攻撃災害緊急通報</p> <p>武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの</p>
市国民保護計画	国民保護法第35条に基づき市が作成する市の国民の保護に関する計画
県国民保護計画	国民保護法第34条に基づき県が作成する県の国民の保護に関する計画
国民保護措置	<p>国民の保護のための措置</p> <p>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する「国民保護法」第2条第3項に掲げる以下の措置に掲げる以下の措置（同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）</p> <p>イ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置</p> <p>ロ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置</p> <p>ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置</p> <p>ニ 輸送及び通信に関する措置</p> <p>ホ 国民の生活の安定に関する措置</p> <p>ヘ 被害の復旧に関する措置</p> <p>【対処基本方針】 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針</p>

用語の定義等

米軍家族住宅	日米安全保障条約第6条に基づく地位協定により、アメリカ合衆国軍隊が使用している池子住宅地区及び海軍補助施設をいう。
生活関連等施設	①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等） ②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）として、国民保護法施行令第27条に規定する施設
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾
市地域防災計画	逗子市地域防災計画 （災害対策基本法第42条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策について定めた計画）
特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 【政府見解】 「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合をいうもの
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態 【武力攻撃予測事態（政府見解）】 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意

用語の定義等

	図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの
工作物等	武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの
防災	国民保護法で対象とする武力攻撃災害及び緊急処理事態以外の災害の未然防止及び被害拡大を防ぐ行為 災害対策基本法等に基づく対策等

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要である。しかし、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命である。

そのため、市は次のとおりその責務を明らかにし、市の国民の保護に関する計画を作成する。

1 市の責務、市国民保護計画の構成等

(1) 市の責務

市は、国民保護法その他の法令、県国民保護計画を踏まえ、国民の協力を得つつ他の関係機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有する。

(2) 逗子市国民保護計画の作成

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画の目的

市国民保護計画は、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等において市の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに県国民保護計画及び市地域防災計画を踏まえ、総合的な推進を図り、もって、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とする。

(4) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、次の事項について定める。

ア 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 市が実施する国民保護措置に関する事項

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資機材の備蓄に関する事項

エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ 上記のほか、国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

(5) 市国民保護計画の対象となる者

市内に居住または滞在している者（市外からの避難住民も含む。）

(6) 市国民保護計画の対象地域

市内全域（市域を越える避難を実施する場合は、避難先地域も含む。）

(7) 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

なお、資料を別冊として編集する。資料編に掲載する資料は、随時情報を更新する。

2 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、速やかに市議会に報告し、公表する。ただし国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合であっても、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは国民に対し、必要な援助について次に掲げる協力を要請する。この場合において、協力を要請された国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

- (1) 住民の避難に関する訓練への参加
- (2) 避難住民の誘導への協力
- (3) 救援への協力
- (4) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- (5) 保健衛生の確保の協力

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、避難行動要支援者の保護について留意する。
また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

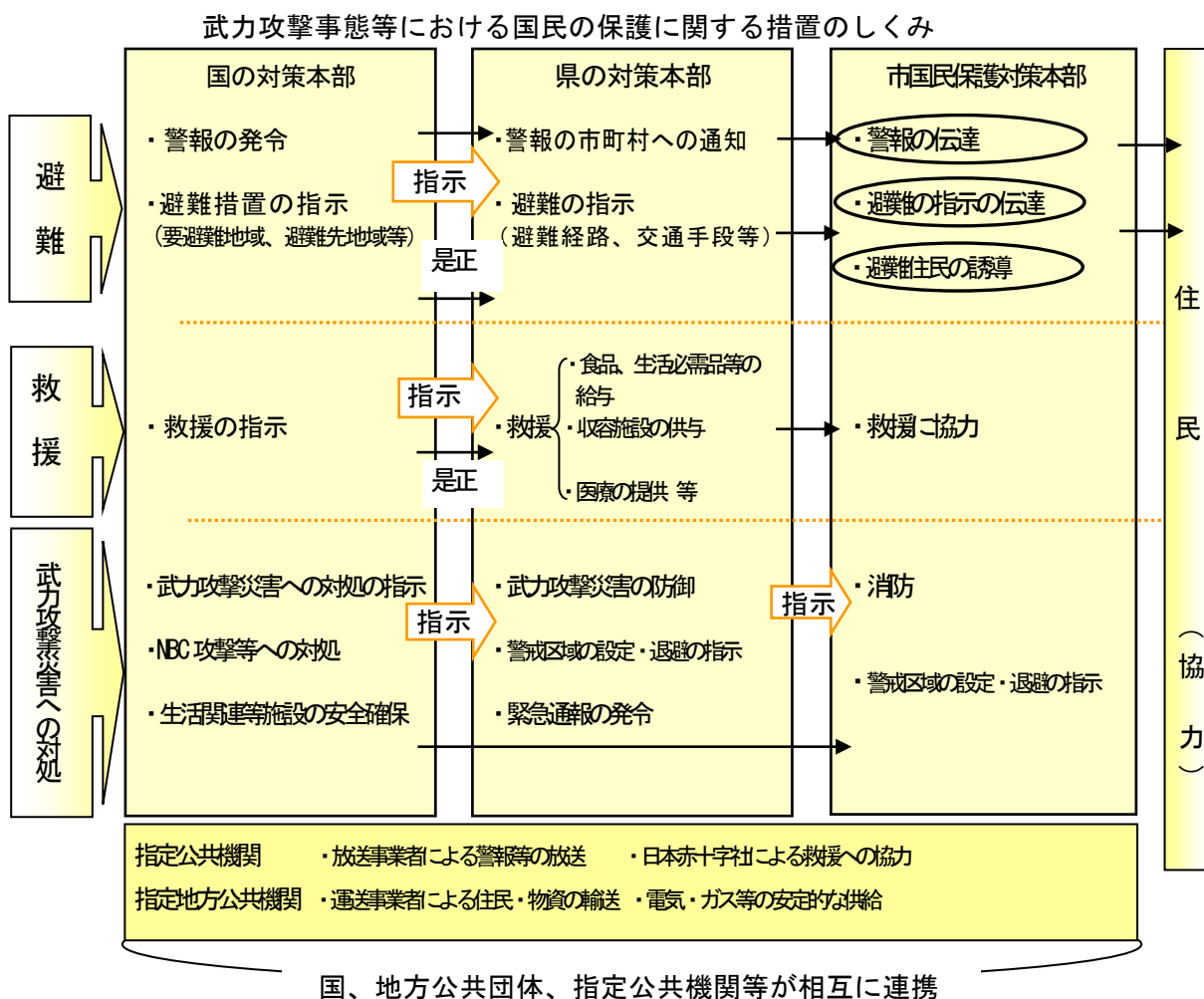
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 外国人への国民保護措置の適用

日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定は、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解釈されており、市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべき対象であることに留意する。

第3章 市及び関係機関の事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関と円滑に連携できるように、市及び関係機関が行う事務又は業務について、あらかじめ把握しておく。なお、市及び主な関係機関の事務又は業務の大綱は次のとおりである。



1 市

- (1) 市国民保護計画の作成
- (2) 市国民保護協議会の設置、運営
- (3) 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練の実施
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施又は補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防活動、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 神奈川県

- (1) 県国民保護計画の作成
- (2) 県国民保護協議会の設置、運営
- (3) 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の通知
- (6) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施
- (7) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (9) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (10) 交通規制の実施
- (11) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
 - イ 他管区警察局との連携
 - ウ 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
 - エ 警察通信の確保及び統制
- (2) 関東総合通信局
 - ア 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整
 - イ 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること
 - ウ 非常事態における重要通信の確保

- エ 非常通信協議会の指導育成
- (3) 関東財務局（横浜財務事務所）
 - ア 財政融資資金の貸付
 - イ 金融機関等に関する措置
 - ウ 国有財産の無償貸付
 - エ 財政上の措置
- (4) 横浜税関
 - 輸入物資の通関手続
- (5) 関東信越厚生局
 - 救援等に係る情報の収集及び提供
- (6) 神奈川労働局
 - ア 工場等事業場における労働災害防止の指導・援助
 - イ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助
 - ウ 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助
 - エ 被災者の雇用対策
- (7) 関東農政局神奈川支局
 - ア 武力攻撃災害時における応急用食料の調達・供給に関する事務
 - イ 農業関連施設の応急復旧
- (8) 関東森林管理局（東京神奈川森林管理署）
 - 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
- (9) 関東経済産業局
 - ア 救援物資の円滑な供給の確保
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ウ 被災中小企業の振興
- (10) 関東東北産業保安監督部
 - ア 危険物等の保全
 - イ 鉱山における災害時の応急対策
- (11) 関東地方整備局（京浜河川事務所、川崎国道事務所、横浜国道事務所、相武国道事務所、相模川水系広域ダム管理事務所、京浜港湾事務所）
 - ア 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
 - イ 港湾施設の使用に関する連絡調整
 - ウ 港湾施設の応急復旧
- (12) 関東運輸局（神奈川運輸支局）
 - ア 運送事業者との連絡調整
 - イ 運送施設及び車両の安全保安
- (13) 東京航空局（東京空港事務所）
 - ア 飛行場使用に関する連絡調整
 - イ 航空機の航行の安全確保
- (14) 東京航空交通管制部
 - 航空機の安全確保に係る管制上の措置

- (15) 東京管区气象台（横浜地方气象台）
気象状況の把握及び情報の提供
- (16) 第三管区海上保安本部（横浜海上保安部、川崎海上保安署、横須賀海上保安部、湘南海上保安署）
 - ア 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
 - イ 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
 - ウ 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
 - エ 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
 - オ 海上における消火・防除活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (17) 関東地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び提供
 - ウ 知事等からの要請に応じた所要の措置
- (18) 南関東防衛局（横須賀防衛施設事務所、座間防衛施設事務所）
 - ア 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
 - イ 米軍施設内通行等に関する連絡調整

4 自衛隊

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

5 指定公共機関

- (1) 日本赤十字社
 - ア 医療救護
 - イ 外国人の安否調査
 - ウ 救援物資の備蓄及び配分
 - エ 武力攻撃災害時の血液製剤の供給
 - オ その他の救援
- (2) (独)国立病院機構
医療助産等救護活動の実施
- (3) 公共的施設管理者（東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)）
 - ア 道路の適切な管理
 - イ 道路の応急復旧
- (4) 電気事業者（東京電力ホールディングス(株)、電源開発(株)）
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する電力供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (5) 東京ガス(株)
 - ア 施設の整備及び点検

- イ 被災地に対する燃料供給の確保
- ウ 被災施設の応急復旧
- (6) バス事業者（小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、京浜急行バス(株)、国際興業(株)東急バス(株)、東都観光バス(株)）
 - 避難住民の運送の確保
- (7) 鉄道事業者（日本貨物鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、東京急行電鉄(株)）
 - ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
 - イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (8) 内航海運事業者（井本商運(株)、近海郵船(株)）
 - 緊急物資の運送の確保
- (9) トラック事業者（佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株)）
 - 緊急物資の運送の確保
- (10) 電気通信事業者（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ）
 - ア 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
 - イ 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び復旧
- (11) 放送事業者（日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)TBSテレビ、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)TBSラジオ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送）
 - 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
- (12) 日本銀行
 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - イ 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
- (13) 日本郵便(株)（逗子支店）
 - 郵便の送達の確保

6 指定地方公共機関

- (1) (公社)神奈川県医師会、(一社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県薬剤師会、(公社)神奈川県看護協会、(独)神奈川県立病院機構
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (2) 神奈川県道路公社
 - ア 道路の適切な管理
 - イ 道路の応急復旧
- (3) ガス事業者（厚木瓦斯(株)、小田原瓦斯(株)、秦野瓦斯(株)、湯河原瓦斯(株)、(公

- 社)神奈川県LPガス協会
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (4) (一社)神奈川県バス協会
 - 避難住民の運送の確保
- (5) 鉄道事業者 (伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、箱根登山鉄道(株)、横浜高速鉄道(株)、(株)横浜シーサイドライン)
 - ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
 - イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (6) (一社)神奈川県トラック協会
 - 緊急物資の運送の確保
- (7) 放送事業者 ((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株))
 - 警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送

7 公共的団体

- (1) (一社)逗葉医師会
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (2) (社福)逗子市社会福祉協議会
 - 社会福祉法人及びボランティア団体等との連絡調整
- (3) (株)ジェイコム鎌倉、(株)ジェイコム湘南横須賀局
 - 警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送
- (4) 逗子・葉山コミュニティ放送(株)
 - 警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送
- (5) 自主防災組織、災害ボランティア組織等の住民組織
 - ア 災害時の情報収集・伝達、初期消火、救出援護、避難誘導等応急対策
 - イ 市が行う災害活動の協力

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するに当たり、市が特に考慮すべき地理的、社会的特徴は次のとおりである。

1 地理的特徴

(1) 位置、地形

逗子市は、東経 139 度 34分 49秒、北緯 35 度 17 分 44秒に位置し (位置：逗子市役所庁舎)、東西 6.96Km、南北 4.46Km、周囲 21.20km、面積約 17.28km²で、神奈川県の南東、三浦半島の頸部にあたり、東は横須賀市、北は横浜市、北西は鎌倉市、南は葉山町にそれぞれ境を接し、西は相模湾に臨んでいる。

また、市の南東から北北西にかけて三方を丘陵性の山に囲まれた自然豊かな住宅都市で、河川は、市のほぼ中央部を田越川が東から西に流れ、他の小河川の主流をなしている。

(2) 海岸線

逗子市は、相模湾に面しており、海岸線延長は、4.16Km であり、逗子海岸を中心とする海洋レクリエーション機能が充実している。

(3) 気象

逗子市は、西方が海に面し、また、太平洋の黒潮の影響を受けているため、温暖な海洋性の気候となっている。

降水量は、1月、2月、12月は少なく、低気圧や前線又は台風の影響を受けやすい5月、6月、9月、10月が多い。

風向きは9月から3月は北から吹くことが多く、4月から8月は南から吹くことが多い。

	最多風向	気温 (度)			降雨量 (mm)
		最高	最低	平均	
1月	北東	<u>15.9</u>	<u>-3.0</u>	<u>5.9</u>	<u>53.7</u>
2月	北東	<u>18.7</u>	<u>-2.0</u>	<u>6.8</u>	<u>51.5</u>
3月	北東	<u>20.5</u>	<u>0.4</u>	<u>10.5</u>	<u>129.5</u>
4月	<u>北東</u>	<u>22.8</u>	<u>4.1</u>	<u>14.3</u>	<u>149.4</u>
5月	南西	<u>27.1</u>	<u>9.1</u>	<u>19.0</u>	<u>114.7</u>
6月	南西	<u>28.7</u>	<u>15.1</u>	<u>21.6</u>	<u>174.8</u>
7月	南西	<u>32.9</u>	<u>19.2</u>	<u>25.2</u>	<u>167.8</u>
8月	南西	<u>34.0</u>	<u>20.2</u>	<u>27.0</u>	<u>99.0</u>
9月	北東	<u>31.2</u>	<u>16.4</u>	<u>23.6</u>	<u>236.4</u>
10月	北東	<u>28.5</u>	<u>10.0</u>	<u>18.6</u>	<u>198.7</u>
11月	北東	<u>22.5</u>	<u>3.2</u>	<u>13.4</u>	<u>87.2</u>
12月	北東	<u>19.5</u>	<u>-1.5</u>	<u>8.4</u>	<u>70.1</u>

(平成 24 年～令和 3 年 (10 年間) 平均値)

2 社会的特徴

(1) 人口

逗子市の人口は、令和3年10月1日現在、57,006人(男 26,723人、女 30,283人)である。

逗子市全体の人口密度は 3,299人/km²であり、地域別の人口分布状況は次のとおりである。

(令和3年10月1日現在)

地 域	面 積 (km ²)	人 口 (人)	世 帯
逗 子	0.74	<u>6,423</u>	<u>3,041</u>
桜 山	<u>3.99</u>	<u>10,789</u>	<u>4,743</u>
沼 間	<u>3.51</u>	<u>9,163</u>	<u>3,944</u>
池 子	<u>3.80</u>	<u>5,903</u>	<u>2,568</u>
山 の 根	0.51	<u>2,746</u>	<u>1,267</u>
久 木	<u>2.41</u>	<u>9,860</u>	<u>4,126</u>
小 坪	<u>1.59</u>	<u>7,848</u>	<u>3,516</u>
新 宿	<u>0.73</u>	<u>4,313</u>	<u>1,924</u>
計	<u>17.28</u>	<u>57,045</u>	<u>25,129</u>

(注) 面積には、米軍の管理する地域 2.60 平方キロメートルを含む。

また、令和2年度国勢調査の結果では、昼間人口は 46,568人、夜間人口は 57,060人となっており、昼夜間人口比率は 81.6%である。

(2) 土地

明治期に保養・避暑地として別荘が建ち始め、昭和40年代からは首都圏の住宅地として急速に発展した。

逗子市の面積は、令和2年10月1日現在で 17.28km²となっており、このうち、市街化区域面積は、8.32km²で、市の総面積の 48.1%となっている。

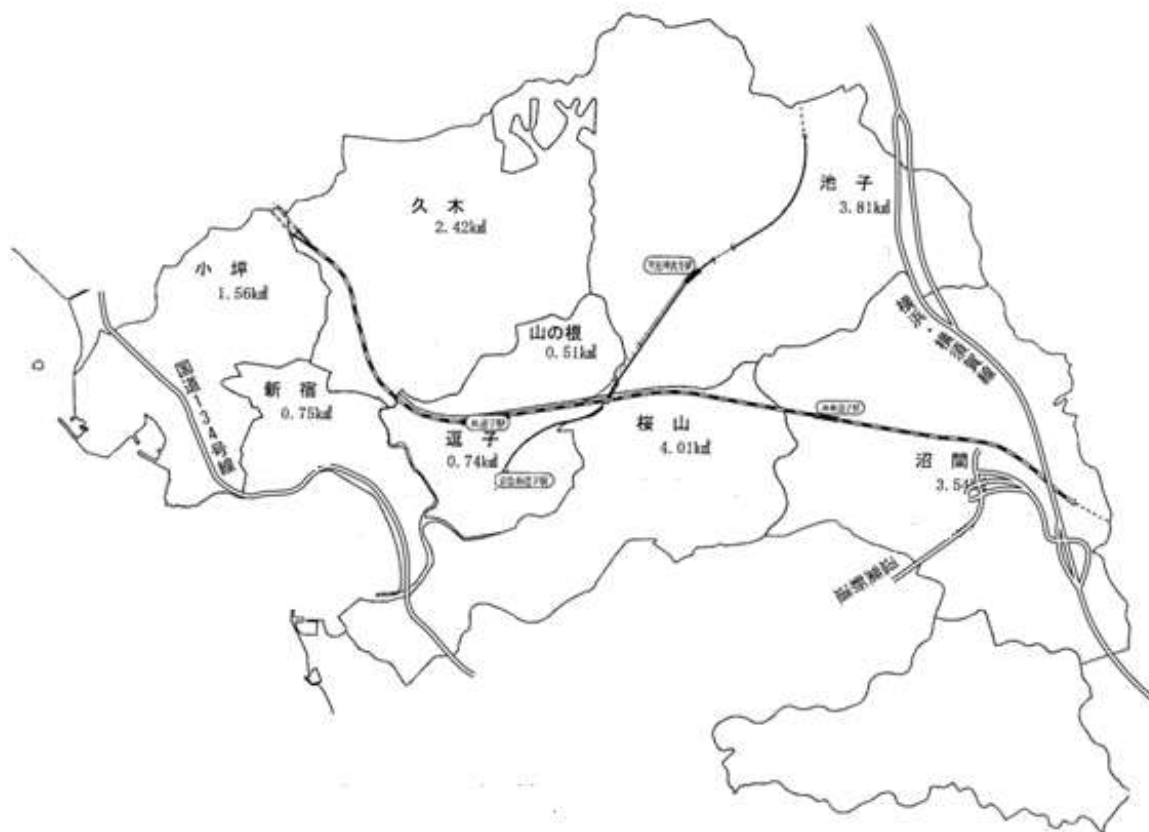
(3) 交通

道路は、相模湾に沿って国道134号が、横須賀市との境付近に横浜横須賀道路及び逗葉新道が位置している。

鉄道は、東西にJR横須賀線、南北に京浜急行逗子線が走り、それぞれJR逗子駅とJR東逗子駅、京急逗子・葉山駅と京急神武寺駅の4つを有している。

令和3年度の鉄道各駅の1日平均乗車客数は、JR逗子駅 22,287人、JR東逗子駅 4,150人、京急逗子・葉山駅 20,830人、京急神武寺駅 5,283人である。

市内の主要道路・鉄道概況図



(4) 在日米軍施設

逗子市には、米軍家族住宅が池子地区に位置している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。武力攻撃事態の特徴及び留意点、緊急対処事態の事態例と留意点は次のとおりである。

1 武力攻撃事態

(1) 着上陸侵攻の場合

ア 特徴

(ア) 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

また、相手国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

(イ) 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

(ロ) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

イ 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア 特徴

(ア) 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、相手国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

(イ) 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、おもな被害は施設の破壊等が考えられる。

したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。

また、ダーティボムが使用される場合も考えられる。

イ 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市、消防局、県、警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。

事態の状況により、知事は緊急通報を発令し、市長又は知事は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合

ア 特徴

(ア) 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定するとは極めて困難である。

さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(イ) 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され、家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。

NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。

(4) 航空攻撃の場合

ア 特徴

(ア) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

(イ) 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。

また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

(ウ) 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

(エ) 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急処理事態

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

(7) 事態例

可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

(4) 留意点

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(7) 事態例

① 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破

② 列車等の爆破

(4) 留意点

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

(7) 事態例

① ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

② 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

③ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

④ 水源地に対する毒素等の混入

(4) 留意点

① 放射能の拡散

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

② 生物剤（毒素を含む）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

③ 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。

生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

(7) 事態例

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(4) 留意点

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について次のとおり定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

部 局	平 素 の 業 務
経営企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護に係る総合調整に関すること。 ・ 市国民保護協議会の運営に関すること。 ・ 市国民保護計画の見直しに関すること。 ・ 避難実施要領の策定に関すること。 ・ 防災行政無線の整備に関すること。 ・ 関係機関(国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関)との連携体制に関すること。 ・ 在日米軍との連絡調整に関すること。 ・ 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関すること。 ・ 研修、訓練及び啓発に関すること。 ・ 避難及び救援に関する体制整備に関すること。 ・ 県が行う避難施設の指定の情報提供に関すること。 ・ 生活関連等施設の把握に関すること。 ・ 非常通信体制の整備に関すること。 ・ 情報通信手段の整備に関すること。 ・ 特殊標章等に関すること。 ・ 被災情報の整理体制の整備に関すること。 ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・ 情報収集及び提供体制の整備に関すること。
総務部 (<u>行政委員会事務局</u> 、会計課含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員動員体制の整備に関すること。 ・ 国民保護に係る職員の給与の整備に関すること。 ・ 市庁舎の管理に関すること。 ・ 応急活動に必要な車両及び車両燃料の確保及び管理に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税の減免措置の整備に関する事。
市民協働部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林、水産及び商工関係の把握に関する事。 ・ 集客施設等(大型店舗)との連絡体制の整備に関する事。
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者の支援体制に関する事。 ・ ボランティアとの連絡調整に関する事。 ・ 救援に関する医療関係団体との調整に関する事。 ・ 医療及び医薬品等の供給体制の整備に関する事。 ・ 緊急時の防疫体制の整備に関する事。 ・ 避難施設の管理に関する事。
環境都市部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の処理の整備に関する事。 ・ ごみの収集及び処理の整備に関する事。 ・ し尿の収集及び処理の整備に関する事。 ・ 避難施設の管理に関する事。 ・ 水防関係機関との連携体制の整備に関する事。 ・ 緊急輸送路の整備に関する事。 ・ 所管の輸送施設(道路、橋梁、トンネル)の把握に関する事。 ・ 公共施設の保全計画に関する事。 ・ 仮設住宅の提供の整備に関する事。 ・ 河川の把握及び管理に関する事。 ・ 下水道施設の機能の確保に関する事。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の救援及び避難誘導の体制整備に関する事。 ・ 情報通信手段の整備に関する事。 ・ 特殊標章等に関する事。 ・ 避難施設の管理に関する事。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会との調整に関する事。
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学用品の確保及び調達体制の整備に関する事。 ・ 学校における啓発に関する事。 ・ 避難施設の管理に関する事。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部と連携して24時間即応可能な体制を確保する。

ア 当直体制

平日の夜間及び休日の昼夜間における市の連絡窓口は、24時間体制を敷いている消防署とし、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている情報を入手した場合は、直ちに危機管理担当職員に連絡する。

イ 危機管理担当職員の即時参集体制

経営企画部（防災安全課）の職員は、常時、携帯電話を携帯して電話・メール等による連絡手段を確保し、緊急参集できる体制をとる。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を実施するため、職員の参集基準を次のとおり定める。

区分	体制	配備基準	配備内容	
事態認定前	危機管理対策準備体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	危機管理担当職員は、情報の収集活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに各部署の職員を参集し、必要な対策が行える体制	
	危機管理対策本部体制	市国民保護対策本部設置に準じた全部局による対応を行う必要があるとき	全部局において情報の収集が可能な体制とし、必要に応じて、全職員を動員し、必要な対策を実施する体制	
事態認定後	本部未設置	危機管理対策準備体制	情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	危機管理担当職員は、情報の収集活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに各部署の職員を参集し、必要な対策が行える体制
		危機管理対策本部体制	市国民保護対策本部設置に準じた全部局による対応を行う必要があるとき	全部局において情報の収集が可能な体制とし、必要に応じて、全職員を動員し、必要な対策を実施する体制

本部 設置	市国民保護 対策本部	市国民保護対策本部設置 の通知を受けたとき	原則として、全職員を動員 し、国民保護措置を実施す る体制
(注) 事態が緊急対処事態と認定された場合には、「市国民保護対策本部」は「市緊急対処事態対策本部」と読み替える。			

(4) 市長等への連絡手段の確保

市長及び市国民保護対策本部員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話、メール等による連絡手段を確保する。

(5) 市長等の参集が困難な場合の対応

市長、市国民保護対策本部員及び危機管理担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等において、市国民保護対策本部長の代替職員については、市地域防災計画に定める災害対策本部の指揮命令順位を適用し、その他の参集予定職員の代替要員は、次席の職員をもって充てる。

(6) 職員の所掌事務

市は、参集した職員の行うべき所掌事務を定める

(7) 市国民保護対策本部の機能確保

市は、市国民保護対策本部となる市庁舎の会議室について、国民保護措置を実施する上で必要な機能を確保する。

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

消防本部は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、県と連携して消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、消防本部及び消防署における参集基準を参考に、消防団員の参集基準を定める。

さらに、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、逗子市文書取扱規程(昭和39年逗子市告示第30号)等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、関係機関との連携体制整備のあり方について次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、国民保護措置等の個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、円滑に国民保護措置を実施できるよう、人的なネットワークを構築する。

この場合において、市は、市国民保護協議会等を活用し、関係機関の積極的な参加が得られるよう留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、電話(FAX)番号等)について把握するとともに、定期的に又は必要があれば随時に更新を行い、国民保護措置の実施において、支援要請等が円滑に実施できるよう、県との連携を図る。

(2) 県との情報共有

市は、警報の通知方法、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

市は、指定行政機関の長等に対し、職員の派遣要請を行う場合があることから、緊急時に連絡すべき指定行政機関等の連絡先について把握し、職員の派遣要請等が円滑に実施できるよう必要な連携を図る。

(2) 自衛隊との連携

市は、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めに係る連絡を行う場合があることから、緊急時の連絡先について把握し、国民保護措置の実施の連絡が円滑にできるよう必要な連携を図る。

(3) 在日米軍との連携

市は、米軍家族住宅内に所在する者への情報伝達及び避難誘導や、武力攻撃災害への対処など、国民保護措置が円滑に実施できるよう在日米軍と必要な連携を図る。

4 近隣市町との連携

(1) 近隣市町との連携

市は、横浜市、横須賀市、鎌倉市、三浦市及び葉山町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関との連携体制の整備

消防本部は、消防機関の活動が円滑に行えるよう近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図るとともに、連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の輸送等について必要な協力が得られるよう防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措

置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、逗子市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、非常通信体制の整備等について次のとおり定める。

1 非常通信体制の整備

市は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達できるように、関係機関との情報伝達手段の確保を図るとともに、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

2 実践的な通信訓練の実施

市は、武力攻撃災害により、通信が輻輳^{ふくそう}若しくは途絶し、又は庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定するなど、関係機関との実践的な通信訓練の実施に努める。

3 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、非常通信体制の整備に努める。

4 通信の確保

市は、武力攻撃事態等における警報等情報の受伝達を迅速かつ確実に行えるよう緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）防災行政通信網等の整備等を的確に行い、各種通信手段の活用のための体制の整備等に努める。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等における国民保護措置に係る情報収集・提供等の体制整備について次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時、かつ、適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、県から警報の通知を受けたときに、住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、自主防災組織、逗子市社会福祉協議会等と適宜協議を行い、協力体制を構築するほか、避難行動要支援者に対する伝達に配慮する。

(2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(3) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に同報系防災行政無線を活用するとともに、防災行政無線の難聴地域の解消を図る。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行えるよう県警察との協力体制を構築する。また、船舶内にある者に対する警報の伝達を行う海上保安部との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の通知を受けたときに、迅速に警報の伝達を行うこととなる市内に所在する学校、病院、駅、集客施設、事業所、官公庁その他の多数の者が利用又は居住する施設への情報伝達に必要な連絡先について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、民間事業者が警報の伝達を主体的に実施できるよう協力体制を推進する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集に必要な準備

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報に関して、安否情報システムにより、円滑に収集することができるよう必要な準備をする。

(2) 安否情報の整理等のための体制整備

市は、県と連携し、安否情報システムを利用した安否情報の収集、整理、報告及び提供が円滑に行われるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法、収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集、報告に必要な準備

(1) 情報収集、連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時、かつ、適切に実施するための体制整備を図る。

なお、被災情報の収集及び報告については、[個人情報保護に関する法律\(平成 15 年法律第 57 号\)](#)の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修及び訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5節 研修及び訓練

市職員の武力攻撃事態等における対処能力の向上のため、市における研修及び訓練のあり方について次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、研修機関等の研修課程を有効に活用する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安部及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に掲げる訓練を実施する。

ア 市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市国民保護対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア N B C 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、様々な場所や想定で行う。

イ 訓練の実施に当たっては、消防機関、県警察、自衛隊等との連携を図り、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

- ウ 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- エ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導、救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に避難行動要支援者への的確な対応が図られるよう留意する。
- オ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- カ 市は、町内会・自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- キ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ク 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する備え

市は、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して次のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等、必要な基礎的資料を準備する。

ア 地図

- (ア) 地形図
- (イ) 住宅地図

イ 人口分布

- (ア) 夜間人口、世帯数
- (イ) 昼間人口
- (ウ) 地域国籍別外国人登録人口

ウ 輸送網、輸送力

- (ア) 道路網図
- (イ) 緊急輸送路路線図
- (ウ) 鉄道輸送力

エ 避難施設及び収容人数

オ 生活関連等施設等

カ 関係機関

(2) 近隣市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、避難行動要支援者への支援体制を考慮した避難対策を講じる。

(4) 外国人への配慮

避難時の誘導の際は、米軍家族住宅及び市内に在住する外国人にも、的確に情報の伝達ができるよう対策を講じる。

(5) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(6) 学校や事業所との連携

市は、学校や事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

また、市は、武力攻撃事態等において、避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達することができるよう、あらかじめ伝達方法等を定める。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援に関する備え

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援について、あらかじめ必要な準備をする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

ア 輸送力に関する情報

(7) 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶等)の数、定員

(4) 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

イ 輸送施設に関する情報

(7) 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)

(4) 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(7) 港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて又は自らが保有する情報に基づき把握するとともに、県及び関係機関との連絡体制を整備する。

また、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、市の管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

ア 生活関連等施設

国民保護法施行令		施設の種類
第27条 (生活関連等施設)	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
第28条 (危険物質等)	1号	危険物
	2号	毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高圧ガス
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒薬及び劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）
	9号	事業用電気工作物内の高圧ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

イ 安全確保措置の留意点（一例）

- ・ 施設への入構管理における、身分確認、携行品の確認等、不審者の侵入に対する留意
- ・ 専門的知見に基づく資機材の整備、巡回の実施等、施設の特性に応じた安全対策の確保
- ・ 関係機関及び近隣住民等との緊密な連絡体制の確保

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等においては、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市は、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について次のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、乾燥ガスエソウマ抗毒素等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携して対応する。

(3) 県等との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう他の市町村や事業者との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭に置きながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する下水道施設等について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、機能の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、市が管理する施設及び設備等について、既存のデータ等を活用しつつ土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等を整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

国民保護に関する啓発や、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する市が行う啓発のあり方について次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神及びボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報及び不審物等が発見した場合の管理者に対する通報について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル落下時を含む武力攻撃事態等において住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料と防災に関する行動マニュアルなどを併せて活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時を含め住民がとるべき行動について住民に対し周知するほか、消防機関などとともに、傷病者の応急手当についても普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。

市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となる。

このため、そのような事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について次のとおり定める。

1 事態認定前の体制の整備及び初動措置

(1) 危機管理対策準備体制

市は、武力攻撃事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受けた場合は、速やかに危機管理担当職員を参集して情報収集などの初動対応を行い、事態の推移に伴い、危機管理対策本部員を参集し、必要な対策が行える体制を構築する。

危機管理対策準備体制は、副市長、経営企画部長、経営企画部担当部長、消防長、経営企画部次長及び危機管理担当職員により構成する。

(2) 危機管理対策本部の設置等

ア 市は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、危機管理対策本部を設置する。

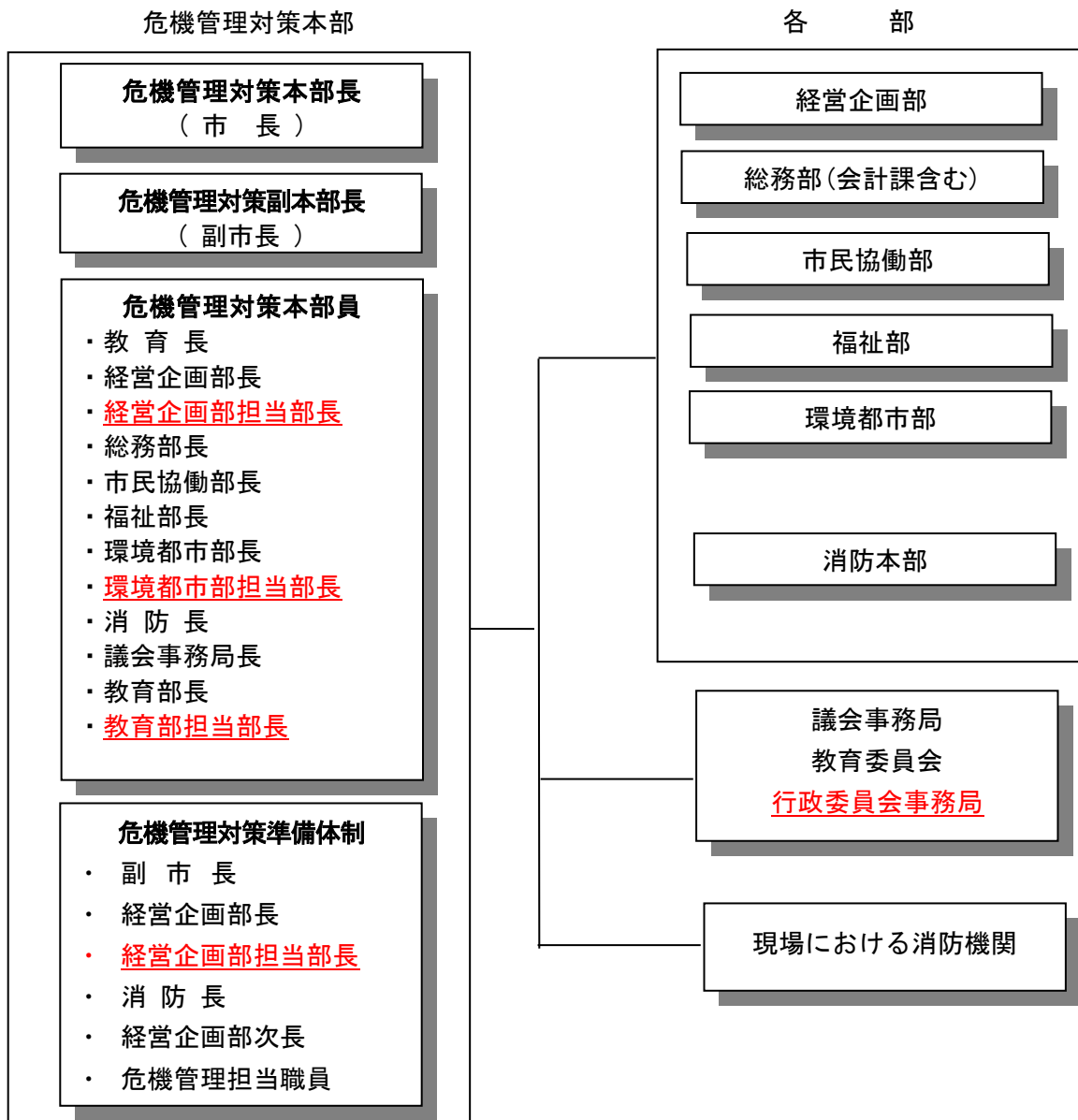
危機管理対策本部は、市長を本部長とし、事案発生時の対処に不可欠な危機管理対策本部員により構成する。

危機管理対策本部員は、逗子市災害対策本部職員の任命に関する規則（昭和40年逗子市規則第23号）第2条第2項の者により構成する。

イ 危機管理対策本部は、消防機関及び県警察等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努めるとともに、速やかに知事に対し、当該事案及び危機管理対策本部を設置した旨について連絡する。また、指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関に対して情報提供を行うとともに、これらの関係機関と密接な連携を図る。

この場合、危機管理対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

【危機管理対策本部の組織構成】



(3) 初動措置の確保

市は、危機管理対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救助・救急等の応急措置を行う。また、市は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官が警察官職務執行法に基づいて行う避難の指示、警戒区域の設定を認知した際は、必要により、災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定等の応急措置を行う。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、市は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区

域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

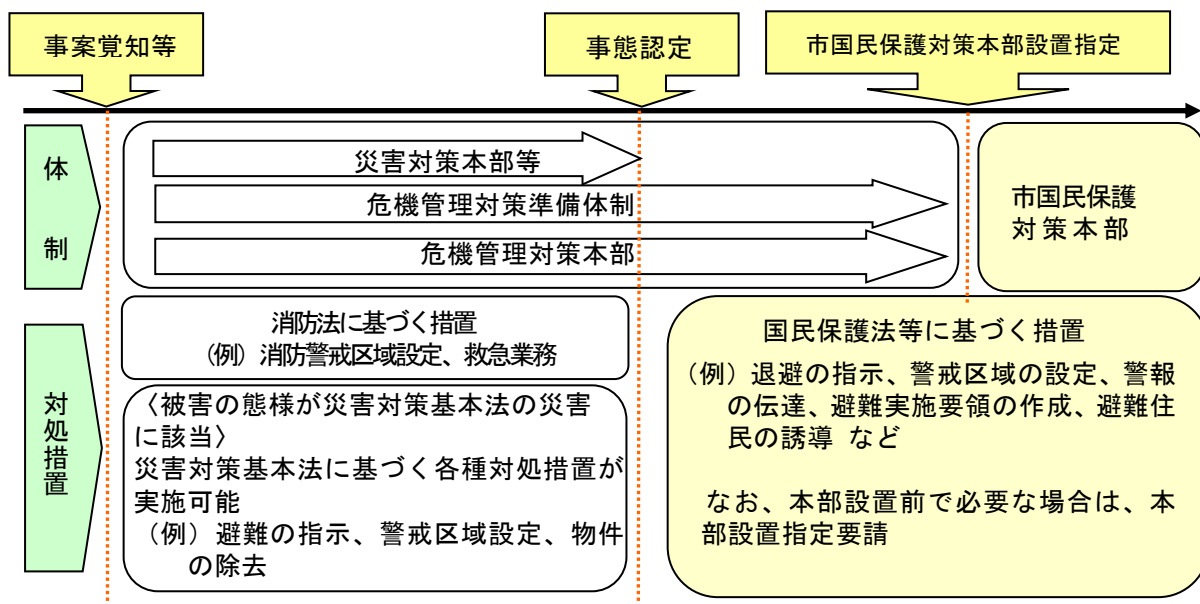
(4) 関係機関への支援の要請

市は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、その災害の状況に応じて県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 市国民保護対策本部への移行に要する調整

市が危機管理対策本部を設置した後に、政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部は廃止する。

市国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を実施するなど必要な調整を行う。



2 警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合には、危機管理対策準備体制を立ち上げ、又は危機管理対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

3 事態認定後において国が本市に市国民保護対策本部の設置を指定しない場合の対応

市は、政府による事態認定が行われ、かつ、本市に対し、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合において、市長が不測の事態に備えた退避の指示、警戒区域の設定等必要な国民保護措置を実施する必要があると認めるときは、危機管理対策本部を設置して国民保護法に基づく即応体制の強化を図る。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

市国民保護対策本部を迅速に設置するため、市国民保護対策本部を設置する場合の手順や組織、機能等について次のとおり定める。

1 市国民保護対策本部の設置

(1) 市国民保護対策本部の設置の手順

市国民保護対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知

市は、内閣総理大臣から、総務大臣及び知事を経由して市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市国民保護対策本部の設置

指定の通知を受けた場合、直ちに市国民保護対策本部を設置する。なお、事前に危機管理対策本部を設置していた場合は、市国民保護対策本部に切り替えるものとする。

ウ 市国民保護対策本部員の参集

市国民保護対策本部担当者は、市国民保護対策本部員、市国民保護対策本部職員等に対し、庁内放送等を活用し、市国民保護対策本部に参集するよう連絡する。

また、勤務時間外、休日の場合には、メールなどにより緊急参集するよう連絡する。

エ 市国民保護対策本部の開設

市国民保護対策本部担当者は、市庁舎会議室に市国民保護対策本部を開設するとともに、市国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

オ 市国民保護対策本部設置の連絡

市は、市国民保護対策本部を設置したときは、市議会に対して市国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

また、必要に応じ、指定地方公共機関等の関係機関に対して、市国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

カ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

キ 本部の代替機能の確保

市は、市庁舎会議室が被災した場合又は市国民保護対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市国民保護対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により次の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市国民保護対策本部を設置することができない場合には、知事と市国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

順位	施設名称
第1位	逗子市消防本部
第2位	沼間小学校区コミュニティセンター

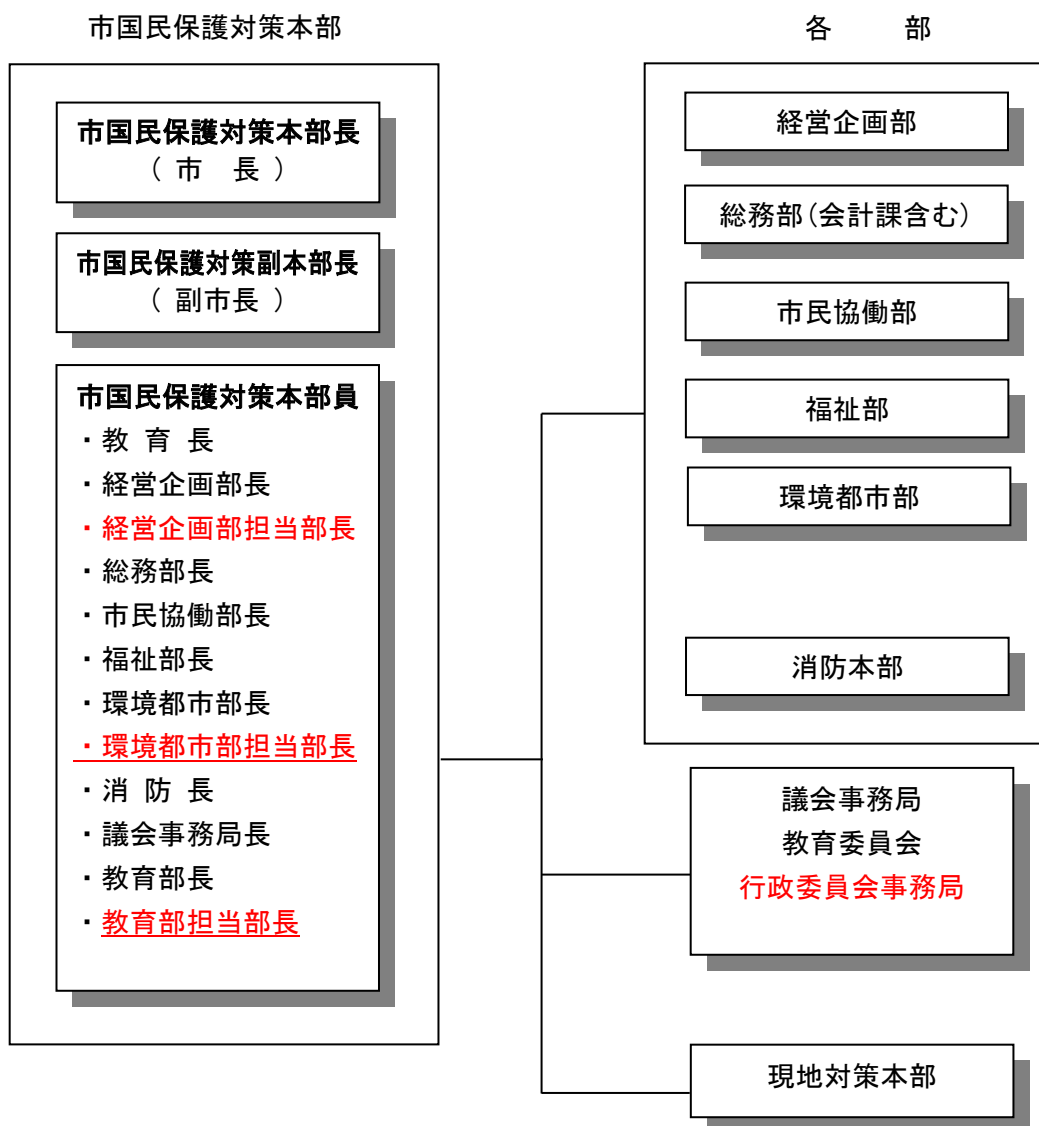
(2) 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請

市は、市が市国民保護対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市国民保護対策本部の組織構成

市国民保護対策本部の組織構成については、次のとおりとする。

【市国民保護対策本部の組織構成】



(4) 市国民保護対策本部の各部局の主な業務

部 局	主 な 業 務
経営企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護対策本部に関すること。 ・ 国民保護措置に係る総合調整に関すること。 ・ 市各部局間の連絡調整に関すること。 ・ 防災行政無線の運用に関すること。 ・ 国民保護措置の予算及び経理に関すること。 ・ 関係機関(国、県、近隣市町、指定公共機関、指定地方公共機関)との連携体制に関すること。 ・ 在日米軍との連絡調整に関すること。 ・ 国民の権利利益の救済に関すること。 ・ 生活関連等施設の安全確保に関すること。 ・ 住民等に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。 ・ 非常通信体制に関すること。 ・ 情報通信手段の確保に関すること。 ・ 特殊標章等の交付及び管理に関すること。 ・ 被災情報の収集及び報告に関すること。 ・ 応急公用負担に関すること。 ・ 安否情報の収集及び提供に関すること。 ・ 報道機関に対する情報の発表及び連絡に関すること。 ・ 他部の応援に関すること。
総務部 (行政委員会事務局、会計課含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の動員に関すること。 ・ 職員の生活管理に関すること。 ・ 国民保護措置に係る職員の給与に関すること。 ・ 市庁舎の管理及び運営に関すること。 ・ 応急活動に必要な車両及び車両燃料の確保並びに管理に関すること。 ・ 市税の減免措置に関すること。 ・ 他部の応援に関すること。
市民協働部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水活動に関すること。 ・ 食料の調達及び配分に関すること。 ・ 生活関連必需物資の調達に関すること。 ・ 農林、水産、商工関係の被害把握及び安全確保に関すること。 ・ 集客施設等(大型店舗)との連絡体制に関すること。 ・ 他部の応援に関すること。
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者の安全確保及び支援に関すること。 ・ ボランティアとの連絡調整に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援に関する医療関係団体との調整に関すること。 ・ 遺体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること。 ・ 医療及び医薬品等の供給体制に関すること。 ・ 避難施設の管理及び運営に関すること。 ・ 他部の応援に関すること。
環境都市部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の処理に関すること。 ・ ごみの収集及び処理に関すること。 ・ し尿の収集及び処理に関すること。 ・ 仮設トイレの設置に関する業者との調整に関すること。 ・ 避難施設の管理及び運営に関すること。 ・ 水防関係機関との連携体制に関すること。 ・ 緊急輸送路に関すること。 ・ 所管の輸送施設(道路、橋梁及びトンネル)の把握及び安全確保に関すること。 ・ 公共施設の保全に関すること。 ・ 仮設住宅の提供に関すること。 ・ 河川の被害調査及び応急体制に関すること。 ・ 下水道施設の機能の確保に関すること。 ・ 他部の応援に関すること。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物の安全措置に関すること。 ・ 消防活動の実施に関すること。 ・ 武力攻撃災害への対処に関すること。(救急、救助を含む) ・ 住民等に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。 ・ 住民等の避難誘導に関すること。 ・ 広報及び巡回等に関すること。 ・ 特殊標章等の交付及び管理に関すること。 ・ 避難施設の管理及び運営に関すること。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会との調整に関すること。 ・ 他部の応援に関すること。
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童、生徒等の安全及び避難等に関すること。 ・ 学用品の確保及び調達に関すること。 ・ 避難施設の管理及び運営に関すること。 ・ 他部の応援に関すること。

(5) 市国民保護対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に対して正確な情報を適時に、かつ、適切に提供する。また、情報収集や行政相談を行う

ため、市国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ 広報手段

広報、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

(イ) 市国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自らが記者会見を行う。

(ウ) 県と連携した広報体制を構築する。

(6) 市現地対策本部の設置

市は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市国民保護対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市国民保護対策副本部長、市国民保護対策本部員その他の職員のうちから市国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 現地調整所の設置

市は、武力攻撃による災害が発生した場合において、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(8) 市国民保護対策本部長の権限

市国民保護対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市国民保護対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県の対策本部長に対する総合調整の要請

市国民保護対策本部長は、県の対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市国民保護対策本部長は、県の対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市国民保護対策本部長は、県の対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市国民保護対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を実施するよう求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(9) 市国民保護対策本部の廃止

市は、内閣総理大臣から、総務大臣及び知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市国民保護対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、武力攻撃事態等における警報等情報の受伝達を迅速かつ確実にできるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政通信網等の整備等を的確に行い、各種通信手段の活用のための体制の整備等に努めるとともに、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線、インターネット、総合行政ネットワーク（LGWAN）等により市国民保護対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳・混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳・混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、市が運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を実施するよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について次のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市国民保護対策本部長又は市国民保護対策本部長が指名する本部員が出席し、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

2 知事、指定行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 市は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、神奈川地方協力本部長又は市国民保護協議会委員である隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。

上記の連絡を行う場合には、次の事項を明らかにしておく。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

(2) 国民保護等派遣を命じられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動した部隊とも、市国民保護対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長への応援の要求

- ア 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長に対して応援を求める。
- イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を定めて委託を行う。

- (ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは廃止を行った場合は、市はその内容を速やかに市議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法第252条の17の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、

知事に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

ア 派遣のあつせんを求める理由

イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについて必要な事項

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 市は、他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導等の実施に関する協力を求めた場合は、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供、活動に対する資材の提供等の必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を実施するために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

市における警報の伝達及び通知等について次のとおり定める。

1 警報の伝達等

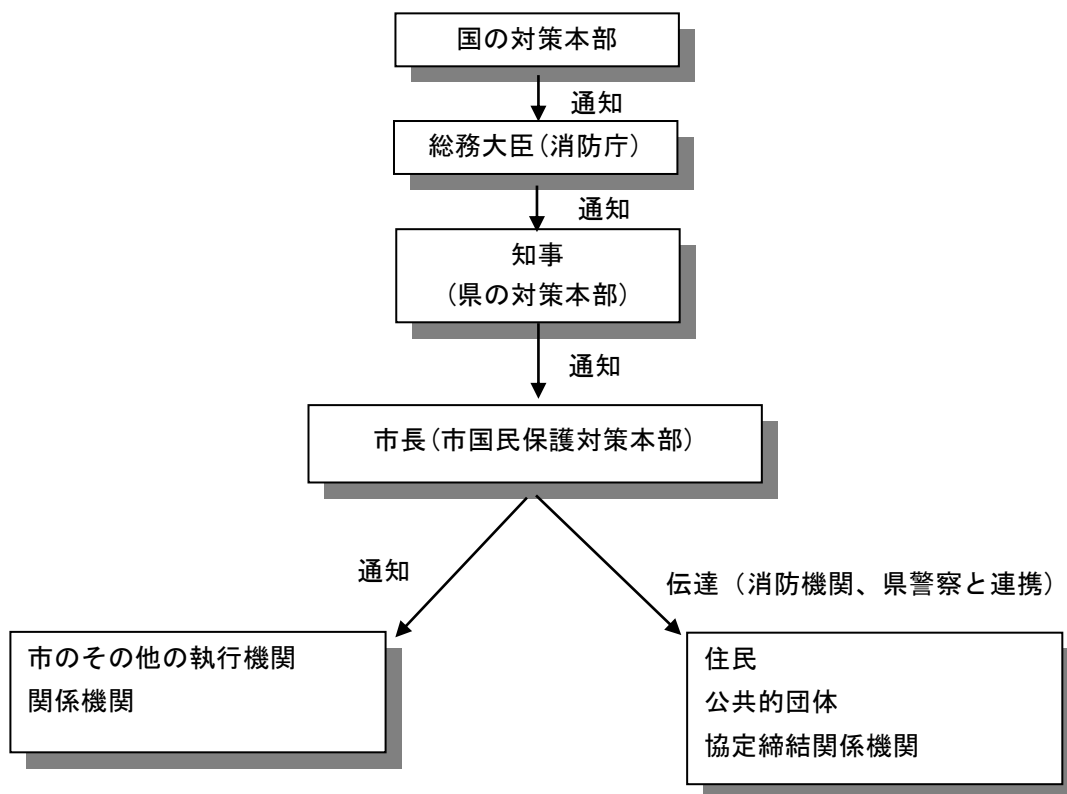
(1) 警報の伝達

市は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係団体に警報を伝達する。

(2) 警報の通知

ア 市は、他の執行機関や関係機関に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。



2 警報の伝達方法

(1) 警報の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、同報系防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などによる伝達方法も活用する。

(2) 警報の伝達時における自主防災組織等との連携

市は、職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、又は自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報を伝達する。

この場合において、消防本部及び消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の伝達時の留意事項

警報の伝達においては、特に、避難行動要支援者等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、各部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう努める。

(4) 警報の解除の伝達方法

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

3 緊急通報の伝達及び通知

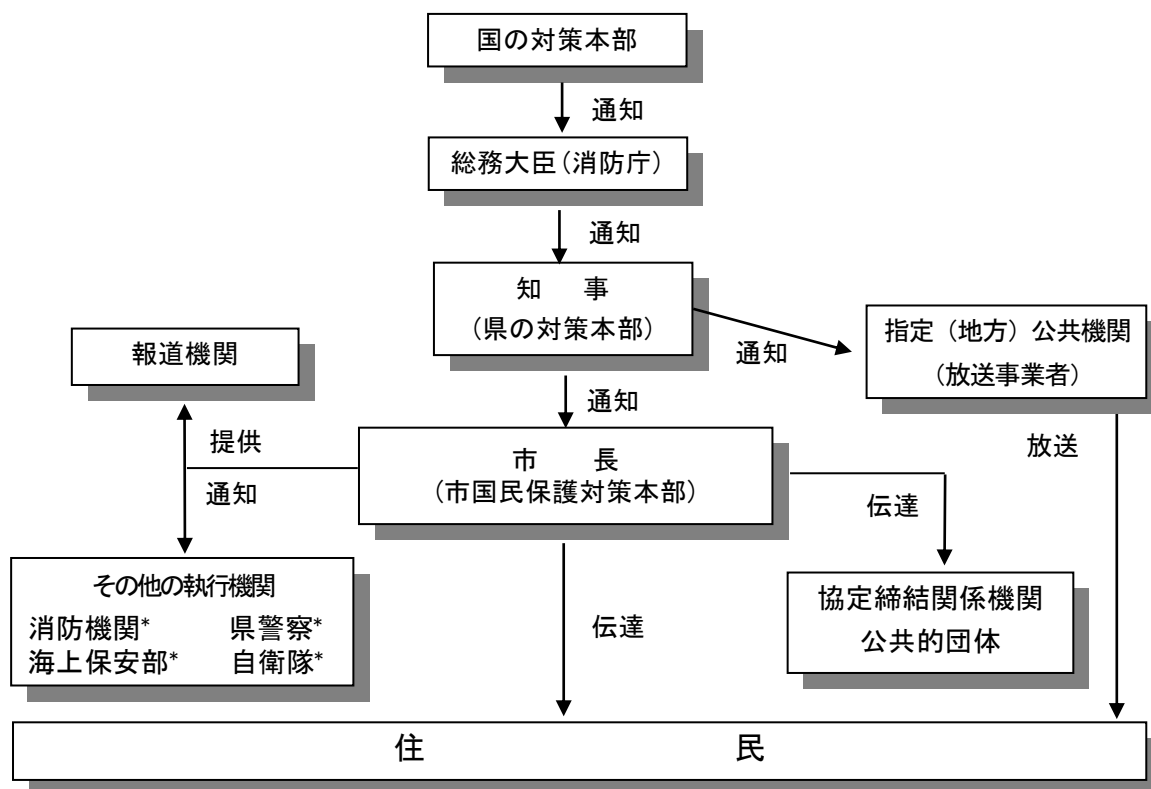
住民や関係機関への緊急通報の伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2節 避難住民の誘導等

市における避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について次のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達方法等に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達、関係機関に通知する。



*：避難実施要領の内容連絡の場合に適用

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領は、次の事項を定める。ただし、時間的な余裕がない場合においては、事態の状況等を踏まえて、避難誘導のために必要不可欠な情報を簡潔に記載する。

ア 避難実施要領に必ず定める事項（法定事項）

- (ア) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- (イ) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- (ウ) その他避難の実施に関し必要な事項

イ 法定事項の具体的な内容

- (1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
 - (イ) 避難先
 - (ウ) 集合場所及び集合方法
 - (エ) 集合時間
 - (オ) 集合に当たっての留意事項
 - (カ) 避難の経路及び避難の手段
 - (キ) 市職員、消防職員及び消防団員の配置等
 - (ク) 避難行動要支援者その他特に配慮を要する者への対応
 - (ケ) 要避難地域における残留者の確認
 - (コ) 避難誘導中の食料等の支援
 - (サ) 避難住民の携行品、服装
 - (シ) 避難誘導から離脱した際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領は、次の点に留意して策定する。

- ア 地域毎の避難の時期、優先度及び避難の形態など避難の指示の内容を確認する。
- イ 警報の内容や被災情報を分析し、事態の状況の把握を行う。（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ウ 避難住民の概数を把握する。
- エ 屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送）など誘導の手段を把握する。
- オ 県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定を行い、輸送手段の確保のための調整を行う。
- カ 避難行動要支援者支援班の設置など、避難行動要支援者の避難方法を決定する。
- キ 具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定、自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整などの避難経路や交通規制の調整を行う。
- ク 各地域への職員の割当て、現地派遣職員の選定など職員の配置を行う。
- ケ 現地調整所の設置及び連絡手段の確保などについて関係機関との調整を行う。
- コ 県の対策本部との調整及び国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応など自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整を行う。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう各地域の住民に関

係する情報を的確に伝達するように努める。

また、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊神奈川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

なお、夜間では、要所に夜間照明を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を実施する。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施する。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命じられた自衛隊の部隊等の長に対して、避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、避難住民に対して、必要な情報を適時、かつ、適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 避難行動要支援者等への配慮

市は、避難行動要支援者等の避難を万全に行うため、自主防災組織、逗子市社会福祉協議会等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について(平成17年環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を実施するよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を実施する。

(12) 避難住民の運送の求め等

市は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県の対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避

難住民を復帰させるため必要な措置を実施する。

4 避難の考え方

住民の避難に当たっては、集合場所までの移動は徒歩を原則とし、できるだけ速やかに集合場所に移動する。集合場所から避難場所（市内又は県内、県外）への移動は、移動距離によって徒歩や借り上げ車両等、鉄道又は旅客船を使用することもある。（県からの避難の指示による。）

なお、徒歩による避難が困難である避難行動要支援者の避難に限り、登録車両や公用車等を補完的に使用する。

また、避難については、原則として避難先ごとに次の3パターンに整理する。

- (1) 屋内避難
- (2) 市内避難
- (3) 市域外避難

5 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

ア ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

イ 避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるようその取るべき行動を周知することを主な内容とする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することを基本とする。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させる。

ウ 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することとし、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関と情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を

実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することとする。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

(4) 航空攻撃の場合

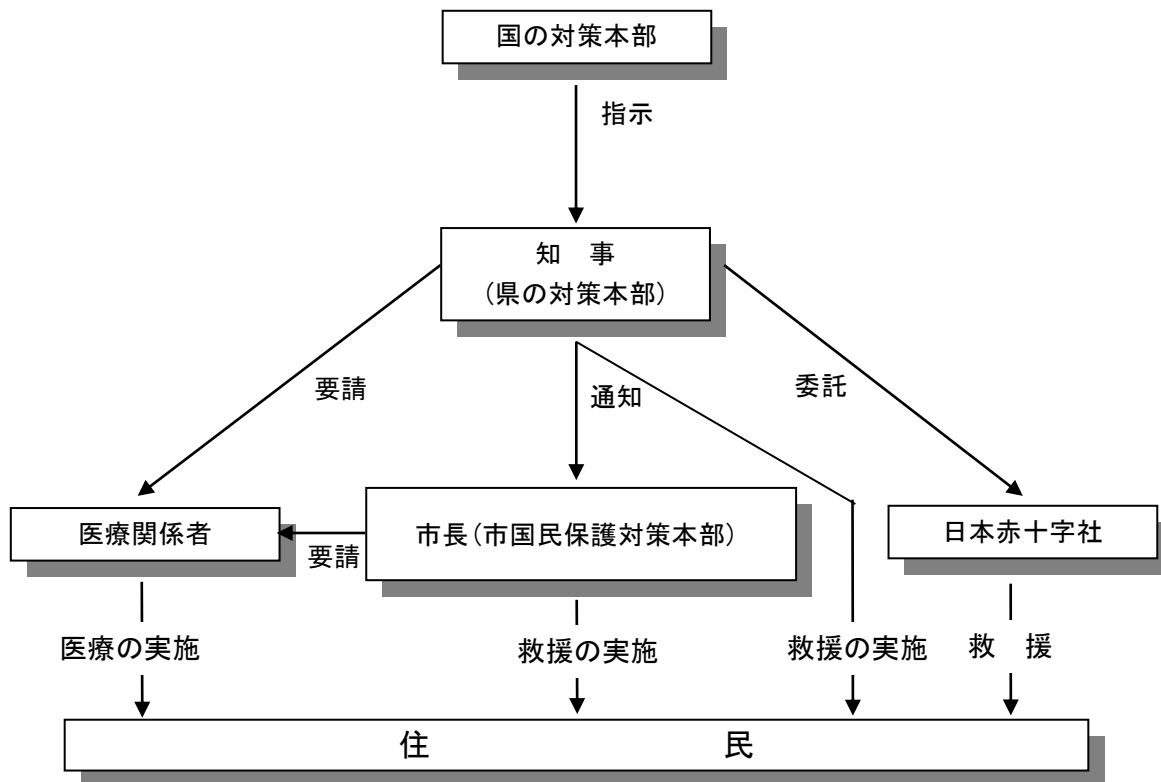
急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとる。

6 池子米軍家族住宅地区住民の避難

池子地区には米軍家族住宅があり、避難時には円滑な避難ができるよう、県と緊密な連携を図りながら米軍関係者との連絡体制を構築し、避難について配慮する。

第5章 救援

市が行う救援について、関係機関との連携及び救援の内容等必要な事項を次のとおり定める。



1 救援の実施

(1) 救援の実施

市は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水の給与又は供給及び生活必需品などの給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 遺体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市は、知事の権限の属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合、必要があると認めるときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市は、知事の権限の属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合、必要があると認めるときは、知事に対して他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市は、知事の権限の属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合は、救援の程度及び基準の内容に基づき、救援の措置を実施する。

また、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、次に掲げる救援に関する措置を実施する。

ア 避難所の供与

(ア) 避難所の開設場所

市は、県と調整の上、避難所を開設する場所を決定するとともに、避難所を開設する。

(イ) 避難所の周知

市は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民等に周知する。

(ウ) 避難所の運営管理

a 市は、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の運営を行う。

b 市は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、プライバシーの確保等に配慮する。

c 市は、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、

日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携して対応するよう努める。

イ 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理

(7) 応急仮設住宅等の建設及び住宅の応急修理

市は、武力攻撃災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、居住する住家がない等の者に対し、建設業関連団体等の協力を得て、応急仮設住宅等の建設を実施する。

また、市は、住家が半壊又は半焼し、その居住者が当面の日常生活を営むことができない状態にある住家で、自らの資力では修理することができない者に対し建設業関連団体等の協力を得て、住宅の応急修理を実施する。

ただし、市において処理できない場合は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を求めて実施する。

(4) 応急仮設住宅等への入居者募集

市は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、要配慮者の入居に十分配慮する。

(5) 市営住宅への一時入居

市は、避難住民等の一時入居のため、その管理する市営住宅の空き家住宅を積極的に活用するよう努める。

ウ 食品の給与及び飲料水の供給

(7) 飲料水の供給活動

a 市は、県の配水池等で当面の応急飲料水を確保するとともに、災害を免れた水道施設及びろ水機等を稼動し、飲料水を確保する。

b 市は、給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水を行う。
また、水質検査及び消毒など衛生対策を徹底する。

c 市は、市のみで給水活動が困難な場合は、県に応援を要請する。

(4) 応急飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。

(5) 食品の調達・集積・配分・供給活動

a 市は、避難住民等の人数等を把握し、食品の必要量の見積りを行う。

b 市は、県より配分を受けた主要食品等を避難住民等へ配分する。

c 市は、備蓄食料及び広域応援協定等により調達した食品等を避難住民等に対し供給する。

エ 生活必需品の給与又は貸与

(7) 市は、避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積りを行う。

(4) 市は、県より配分を受けた生活必需品を避難住民等へ配分する。

(5) 市は、備蓄生活必需品及び広域応援協定等により調達した生活必需品を避難住民等に対し供給する。

(イ) 生活必需品の範囲は次のとおり。

a 寝具

b 衣料品

- c 炊事器具
- d 食器
- e 日用雑貨
- f 光熱材料
- g 燃料
- h その他生活に必要な物資

オ 医療の提供及び助産

(ア) 医療救護活動の実施

市は、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ、救急措置等を行うために救護班を確保する。

(イ) 救護所の設置

市は、救護所を設置し、救護活動を行う。

カ 被災者の捜索及び救出

市は、県警察、消防機関等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

キ 埋葬又は火葬

遺体の埋葬又は火葬や身元不明遺体の取扱いは、次のように行う。

(ア) 身元の判明しない焼骨は、寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第遺族に引き渡す。

(イ) 遺体が他の市町村から漂着した場合で、身元が判明しているときには、原則としてその遺族、親戚縁者又は当該地域の市町村長に連絡し、引き渡すが、混乱のため引取るいとまがないときは、埋葬又は火葬を実施する。

(ウ) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できるときは、遺体を撮影し、記録して埋葬又は火葬を実施する。

ク 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保する。

ケ 学用品の給与

市は、災害により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある生徒等に対して学用品を調達し、配給する。

また、県立、私立学校の被災により応援の要請があった場合、市は、できる限り教材、学用品を供与し、県立、私立学校の授業確保に努める。

コ 死体の捜索及び遺体の処理

(ア) 死体の捜索

市は、消防機関、所轄警察署と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を捜索するとともに、捜索によらず死体が発見されたときに、死体が発見した者が直ちに所轄警察署又

は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を行う。

(イ) 遺体の処理

- a 市は、武力攻撃災害時には遺体収容・安置施設を直ちに開設する。また、捜索により収容された遺体をその遺体収容・安置施設へ搬送する。
- b 市は、所轄警察署、自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。
- c 市は、所轄警察署の見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者へ引き渡す作業に当たり所轄警察署と協力するとともに、身元が確認できない遺体を所轄警察署から引渡しを受ける。
- d 市は、検案終了後に必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を実施する。
- e 市は、身元の確認ができず所轄警察署から引渡しを受けた遺体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）における埋葬及び火葬の手続きに係る特例及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により処理する。

サ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、被災者が当面の生活を営むことができるようにするため、武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を行う。

(3) 医療活動を実施する際に留意すべき事項

市は、NBC攻撃による特殊な医療活動を行う場合は、次の点に留意する。

ア 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- (ア) 救護班を編成し、被ばく医療活動を行う場合、国、県等の支援、指導の下に、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を実施する。
- (イ) 内閣総理大臣より被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。

イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動

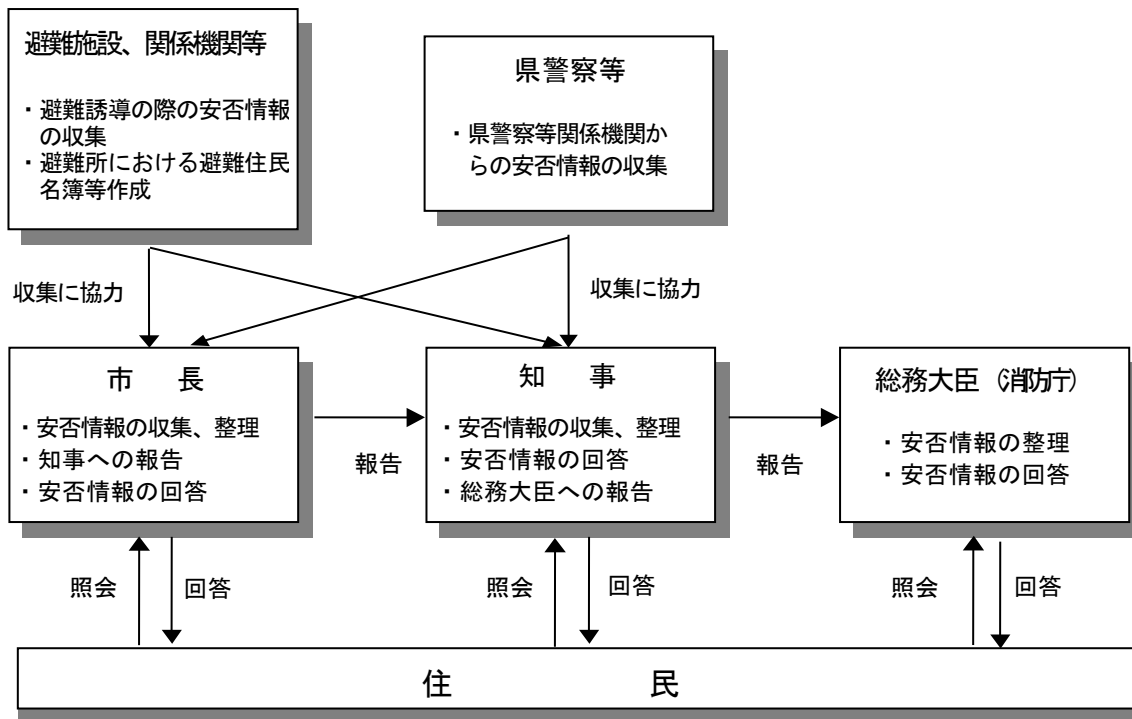
- (ア) 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）の枠組に従い、県が必要に応じて感染症指定医療機関等への患者の移送及び入院措置を行う。また、医療関係者に対してワクチン接種を行うなどの防護措置を実施する。
- (イ) 国、県からの協力要請に応じて、国等の支援、指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。

ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

国、県からの協力要請に応じて、国等の支援、指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。

第6章 安否情報の収集、提供

市における安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については安否情報省令に規定する様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定か

でない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令に規定する安否情報報告書の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムを利用できない場合は、安否情報省令に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号並びにメールアドレスについて、市国民保護対策本部を設置すると同時にインターネット等を利用して住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市国民保護対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険証、マイナンバーカード等)を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。

ただし、当該書類を提示又は提出できない場合には、別に定める方法により、確認を行う。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か、及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令に規定する様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名、連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意が必要

な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社からの要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

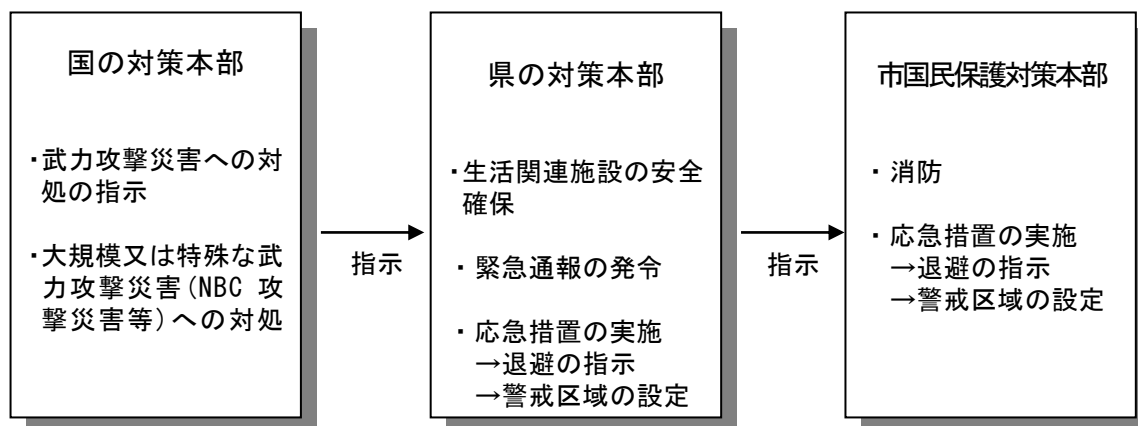
第1節 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市は、国や県の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を実施する。



(2) 知事への措置要請

市は、武力攻撃災害への対処に関する措置を実施する場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を実施するため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用、資機材・装備の準備等の安全の確保のための措置を実施する。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 応急措置等

市は、予測不可能な武力攻撃災害が突然発生し、避難の指示を待っていたのでは被害が拡大するおそれがある場合など武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

ア 市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設置し、又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣して、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

イ 市は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

(ア) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気との接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

(イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、同報系防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を提供するほか、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 事前措置

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を実施すべきことを指示する。
- (2) 市は、必要があるときは、警察署長、海上保安部長等に対し、事前措置の指示を行うことを要請する。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報、被災情報、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 警戒区域の範囲決定

市は、警戒区域の設定に際しては、市国民保護対策本部に集約された情報のほか、必要により設置される現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊の助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

イ 警戒区域の設定

市は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を実施する者以外の者に対しては、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

ウ 警戒区域設定に伴う措置

(ア) 市は、警戒区域内では、必要と認める場所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を実施するとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

(イ) 市は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担

市は、武力攻撃災害への対処に関する措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を実施する。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置
 - ア 市は、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。
 - イ 市は、工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者に対し当該工作物等を返還するため、所要の事項を公示する。

5 消防機関に関する措置等

- (1) 市が行う措置

市は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を実施する。

- (2) 消防機関の活動

市は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

- (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、消防相互応援協定等に基づく消防部隊の応援要請を行う。

- (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市は、(3)による消防部隊の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

- (5) 消防部隊の応援の受入れ体制の確立

市は、消防部隊に関する応援要請を行った場合及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合は、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防部隊の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防部隊の相互応援に関する出動

市は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防部隊の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防本部及び消防署における出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防部隊の応援出動等のための必要な措置を実施する。

(7) 医療機関との連携

市は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように国の対策本部及び県の対策本部からの情報を市国民保護対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を実施する。

イ その際、市は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市国民保護対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を実施する。

ウ 被災地以外の市は、知事又は消防庁長官から消防部隊の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部及び消防署と連携し、その活動支援を行うなど消防団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市国民保護対策本部を設置した場合において、市内の生活関連等施設の安全に関連する情報及び対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から安全確保のために必要な措置を実施する。

また、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し支援を求める。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、消防法第2条第7項に挙げられる危険物質等の取扱者に対し武力攻撃災害発生防止のための次の措置を実施すべきことを命じる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市国民保護対策本部で所要の調整を行う。

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、(1)の措置を実施するために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、市地域防災計画に定められた措置に準じた措置を実施するものとし、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を実施する。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について次のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

(1) 市地域防災計画（放射性物質災害対策）等に準じた措置の実施

市の区域には、「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号）に規定する原子力事業者は存在しないが、市内を核燃料物質運送車両が通過する可能性がある。また、米海軍の原子力艦が米軍横須賀基地へ寄港している。

以上のことを踏まえ、核燃料物質運送車両及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処については、原則として市地域防災計画（放射性物質等災害対策）に定められた措置に準じた措置を実施する。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報、公示等

ア 市は、知事若しくは指定行政機関の長等から放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を受けたときは、速やかに情報収集等の初動対応が可能な体制を整える。

イ 市は、国の対策本部長が武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

ウ 市は、知事から所要の応急対策を講じるべき旨の指示を受けた場合は、速やかに応急対策を実施する。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を実施する。

(1) 応急措置の実施

市は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を実施する場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づい

て、所要の措置を実施する。

(3) 関係機関との連携

市は、NBC攻撃が行われた場合は、市国民保護対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を実施する。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染拡大防止のための措置

市は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命じる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命じる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	汚染され、又は汚染された疑いがある死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄

5号	汚染され、又は汚染された疑いがある建物	<ul style="list-style-type: none"> ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	汚染され、又は汚染された疑いがある場所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の制限 ・交通の遮断

市は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を実施した後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中の第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場にて指示を行う。

1	当該措置を実施する旨
2	当該措置を実施する理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4	当該措置を実施する時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講じる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市における被災情報の収集及び報告について次のとおり定める。

1 被災情報の収集

市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

また、市は、情報収集に当たっては、消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

市は、県及び消防庁に対し、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

また、市は、第1報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市における保健衛生の確保その他の措置について次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、水道水の供給能力が不足した場合又は不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、災害廃棄物対策指針（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

(2) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けて

いない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、上記により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を実施すべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市における武力攻撃事態等の国民生活の安定に関する措置について次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、関係機関と連携し、避難住民等が被災地に復帰するための学校施設等の応急復旧等の措置を実施する。

ア 応急教育の実施

市教育委員会は、被災時において学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

イ 被害状況の把握及び報告

市立学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

ウ 教育施設の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- (7) 被害箇所及び危険箇所の応急修理
- (4) 公立学校の相互利用
- (9) 仮校舎の設置
- (5) 公共施設の利用

エ 教員の確保

市教育委員会は、県教育委員会と連携して、被災により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、臨時参集や退職教員の活用等により教員を把握及び確保を図る。

オ 学用品の確保のための調査

市教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について調査し、その結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合、県教育委員会に対し、教科書等の学用品を供与するために必要な措置を実施するよう要請する。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期限の延長並びに市税

(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を実施するよう県に要請する。

(2) 市が管理する施設の適切な管理

道路及び漁港の管理者である市は、その管理する施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

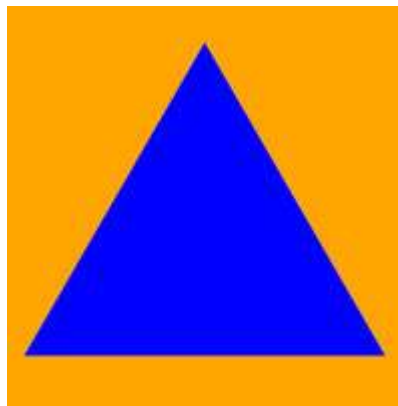
市は、特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理について次のとおり定める。

1 特殊標章の意義

第一追加議定書において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定にしたがって保護される。

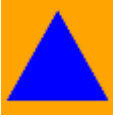
(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)



(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり)。

<p>表面</p>  <p style="text-align: center;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defense personnel</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p> <p>許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>	<p>裏面</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height</td> <td style="width: 33%;">眼の色/Eyes</td> <td style="width: 33%;">頭髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information :</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血液型/Blood type</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information :			血液型/Blood type			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair														
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information :																
血液型/Blood type																
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER																
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder															

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(身分証明書のひな型)

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る職務等に使用される場所等。

2 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「逗子市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」及び「逗子市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」に基づき、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ア 市の職員(消防長所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、二次災害を含めた被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切り替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を実施する。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を実施するに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 市が管理する施設の応急の復旧

(1) 市が管理する施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を実施する。

(2) 輸送施設等の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を実施する。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について次のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の**方針**を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市における国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等について次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償等

市は、次の損失補償及び損害補償を行う。

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生じる損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、土地、建物その他の工作物の一時使用及び土石、竹木その他の物件の使用又は収用に対する補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

ア 住民の避難誘導への協力

イ 救援への協力

ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力

エ 保健衛生確保への協力

(3) 市が救援の事務を行った場合の費用の支弁

国民保護措置の実施について、国民保護法第76条第1項の規定により、市が次に示す救援に関する事務を行った際の費用は県が支弁する。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品などの供与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の供与

ケ 遺体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の復帰のための措置に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じてこれを行う。

逗子市国民保護計画
令和5年（2023年）〇月
編集発行 逗子市経営企画部防災安全課
神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号
電話 046-873-1111

